

# ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

## DOMESTIC TOPICS

### 最古の商標？

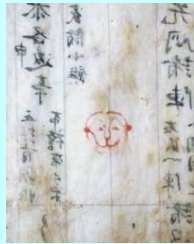
～ 宮内庁所蔵の写本に押された印 ～

宮内庁が所蔵する「北山抄(ほくざんしょう)」という書物の写本に「猿の顔」のような図形が50個以上も押印されているそうです。

この写本は30cm×50cmの和紙をつないだ巻物であり、図形は一枚の和紙にほぼ1か所ずつ確認されています。図形の上に文字が書かれている部分があるため、写本され、巻物となる前の「和紙」の状態のときに押印されたものと推測されています。

写本は平安時代のもものようですが、その当時、「猿の顔」は商品「和紙」のブランド(商標)で、巻物の材料となった和紙は、案外、『おサル印の紙』なんて呼ばれていたのかもしれない。

【写本に押印された「猿の顔」】



(いずれも宮内庁提供の写真から引用)

### 「暖簾(のれん)」と「商標」

～ 店舗名は商標登録できるのか？ ～

新聞やネットニュースなどで「〇〇〇が同名の他店に対して店舗名の使用中止を求めて提訴」などの記事を見ることがあります。

最近では、北海道のラーメン店「山頭火」が同じ名称を使用する他店舗を提訴したり、福岡では「元祖ラーメン長浜家」の名称使用をめぐる争いについての判決が出たり、大阪では「堂島ロール」を販売する洋菓子店に対して、旧店舗名の使用についての損害賠償を命じる判決が出ました。

お店の暖簾(店舗名)は、商標法上、どのように保護することができるのでしょうか？

例えば、「山頭火」や「元祖ラーメン長浜家」などのラーメン店の暖簾は、「ラーメンの提供」という役務(サービス)について商標登録出願することにより、保護を図ることができます。

長年使用してきた暖簾(店舗名)には、商標法が保護する「商標を使用する者の業務上の信用」が自ずと蓄積されます。

そして蓄積された信用は、商標登録により適切な保護を図ることができます。



### 「BOLONIYA」と「BOLONIA JAPAN」

～ デニッシュ食パン店の「暖簾」をめぐる商標の争い ～

知的財産高等裁判所(知財高裁)は、デニッシュ食パンについて原告が使用している「BOLONIYA」と「ボロニヤ」の有名性を認め、被告の登録商標「**BOLONIAJAPAN**」の登録無効性を否定した特許庁の判断(審決)を取り消しました。

本件の原告と被告は、いずれも京都に本社をおく食品メーカーであり、デニッシュ食パンなどの製造販売を行っています。

判決によれば、「デニッシュ食パン」と呼ばれる商品は原告の代表者が考案し、原告と被告は「ボロニヤのデニッシュ食パン」の全国展開を行うに当たり協力関係がありましたが、その後、関係が悪化したようです。

原告は特許庁に対して、被告の商標「**BOLONIAJAPAN**」が、原告の先登録商標に類似し、混同のおそれがあることなどを理由として、被告の商標の登録無効を請求していましたが、特許庁は、商標非類似で、混同のおそれもないと判断し、原告の請求を認めないとする審決を下していました。

しかし知財高裁は、『被告が商標登録した「**BOLONIAJAPAN**」を「パン」について使用した場合には、その商品が原告のグループ会社等が販売する商品と誤信され、商品の出所(製造販売元)について誤認を生じさせる結果を生じかねない』などと判断し、この特許庁の審決を取り消しました。

## OVERSEAS TOPICS

### オーストラリア 異議申立制度の改正

～ 異議申立期間の短縮など ～

オーストラリアの商標法が改正され、4月15日から施行されます。主な改正点は以下のとおり。なお、オーストラリアは付与前異議制度(商標権の付与前に異議申立期間を設ける制度)を採用しています。

#### 1. 異議申立期間の短縮

異議申立期間が公告日から2ヶ月となります(改正前は3ヶ月でした)。

#### 2. 答弁の意思通知の提出義務

異議申立を受けた出願人は、答弁をするかどうかの意思通知を提出しなければなりません。これを提出しない場合、出願が放棄されたものとみなされます。

#### 3. その他

相手方の主張に対する反論を裏付ける証拠の提出期間が3ヶ月から2ヶ月に短縮されました。

また、異議申立人と被異議申立人(出願人)が同意すれば、6ヶ月間の“Cooling Off”期間が設けられ、当事者の交渉のために手続きを中止することができます。

[弁理士 山本岳美]

